

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	処方箋の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>処方箋を電子化することによって、薬局での疑義照会や後発医薬品への変更、さらには処方箋情報の変更の医師による確認等が容易に行えるようになる。</p> <p>ネットワーク化を併せて推進することで、他医療機関での投薬情報を容易に把握することができ、薬の飲み合わせ・投与量による事故や薬の不法所得の防止などにも寄与すると考えられ、国民のメリットは大きい。</p> <p>現在は、薬局で調剤を行うために患者等に交付する処方箋（院外処方箋）については、「民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）の適用対象外とされている。2010年国民の声第1回回答において、実証・検証を行う方針となっているが、既に民間では試行が進んでいる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について（平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	調剤を行うために患者等に交付される処方箋の電子化と制度運用を可能とすべきである。そのために、民間での取り組みを活かしたうえで、開かれた形で実証・検証を進めるべきである。